

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 労働基準部

熱中症予防対策の徹底をあらためて要請

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

資料No1

本年は6月29日に梅雨明けしたとみられる旨の発表があり、観測史上最も早い梅雨明けとなって、その後は気温の高い日が続いているなど、盛夏を迎えるに当たり例年以上に熱中症による死傷災害の増加が懸念されます。

職場における熱中症対策の徹底については、福島労働局から県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、本年5月31日付けで要請を行った（同日付けでプレスリリース済みです）ところですが、屋外における作業が多いなど熱中症の発症リスクが高い建設業や警備業等の団体に対し、熱中症予防対策の徹底について、7月20日付けであらためて要請を行いました。

#### 熱中症予防とコロナ感染防止について

#### マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。

屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨しています。

別添の資料を参照願います。

## 2 職業安定部

「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

担当：職業対策課 雇用指導係 松本 電話：024-529-5463

資料No2

ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせて、各ハローワークが市役所及び関連施設に臨時相談窓口を設置する「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

### 【実施期間】

令和4年8月1日（月）～8月31日（水）

### 【実施内容】

- 市役所及び関連施設に、ハローワークの臨時相談窓口を設置し、児童扶養手当を受給しているひとり親の方に対して、きめ細やかな職業相談・職業紹介を実施します。
- キャンペーンにあたってリーフレットを作成し、市町村等の関係機関を通じてひとり親に配布し、ハローワークの支援内容について周知を図ります。

### 3 雇用環境・均等室

改正育児・介護休業法に関するオンライン説明会・個別相談会を開催します。

担当：雇用環境・均等室 齋藤 電話：024-536-4609

資料No3

男性の育児休業の取得促進等を図るため、本年4月から段階的に施行されております改正育児・介護休業法について、10月1日からの施行を前に、福島働き方改革推進支援センター（福島県社会保険労務士会）と共催で、オンライン説明会と個別相談会を開催します。

#### ◆オンライン説明会（ZOOM）

〔日時〕 第1回 9月 2日（金） 14：00～16：00  
第2回 9月 9日（金） 14：00～16：00  
第3回 9月16日（金） 14：00～16：00

〔対象・定員〕 企業の人事労務担当者  
各回100名（先着順）

#### ◆個別相談会

9月に県内6か所（福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市）で、開催。

## Ⅱ 法令の施行

### 雇用環境・均等室

女性の活躍に関する「情報公表」が変わります。

担当：雇用環境・均等室 齋藤 電話：024-536-4609

資料No4

女性活躍推進法の改正により、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」が追加され、労働者数301人以上の事業主については「男女の賃金の差異」の公表が義務付けられました。

#### ◆「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

#### ◆施行：令和4年7月8日

※初回の「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

### Ⅲ 公表事案

#### 1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

令和4年(6月)の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別		対前年		対前年(死傷者)	
	令和4年	令和3年	死傷者	うち死亡者	増減数	増減率(%)
全業種合計	1,251	10	1,090	6	161	14.8
製造業	256	2	212	1	44	20.8
鉱業	3	0	3	0	0	0.0
建設業	195	3	168	2	27	16.1
運輸交通業	125	1	106	0	19	17.9
貨物取扱業	8	0	4	0	4	100.0
農林業	17	0	32	1	-15	-46.9
畜産・水産業	11	0	9	0	2	22.2
上記以外の事業小計	636	4	556	2	80	14.4
商工業	154	1	155	0	-1	-0.6
金融広告業	8	1	6	0	2	33.3
保健衛生業	282	0	214	0	68	31.8
接客娯楽業	57	0	73	1	-16	-21.9
清掃・と畜業	54	0	45	0	9	20.0
上記以外の事業	81	2	63	1	18	28.6

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

## 2 職業安定部

令和4年3月「新規高等学校卒業者の職業紹介状況」について公表します。

資料No5

担当：職業安定課 武田 電話：024-529-5396

令和4年6月末現在（最終集計）の状況をとりました。

1	就職内定率	99.9%	（前年同期比 増減なし）
2	就職内定者数	3,764人	（同 4.9%の減）
3	就職未内定者数	2人	（同 50.0%の減）
4	求人数	8,338人	（同 3.8%の増）
5	県内受理求人 への就職割合	76.2%	（同 1.8ポイントの増）

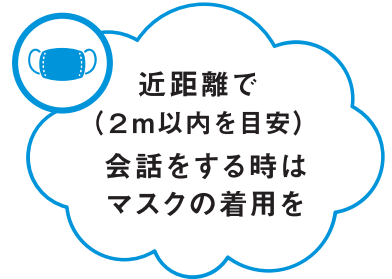


熱中症予防 × コロナ感染防止

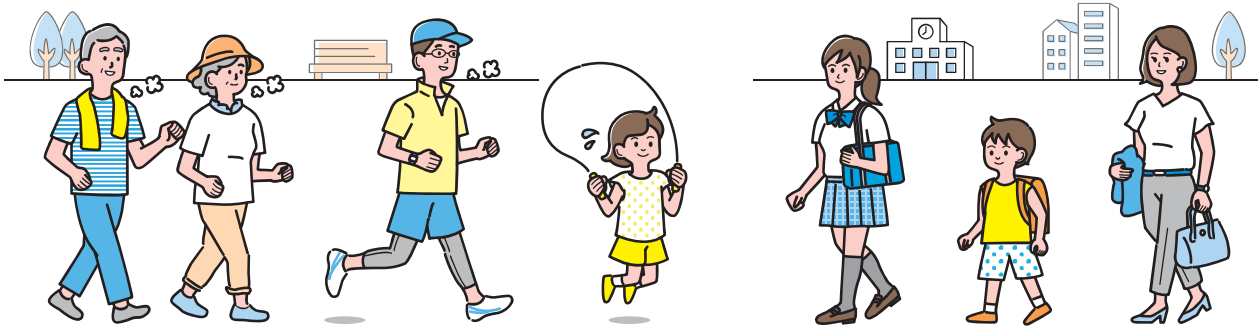
# 熱中症を防ぐために 屋外ではマスクをはずしましょう

屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

特に運動時には、忘れずにマスクをはずしましょう



屋外での散歩やランニング、通勤、通学等も  
マスクの着用は必要ありません



屋内でも  
マスクが必要ない  
場合があります

- ・人との距離(2m以上を目安)が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- ・マスクを着用する場合でも、屋内で熱中症のリスクが高い場合には、エアコンや扇風機、換気により、温度や湿度を調整して暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。



## 暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ

## のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう

・1日あたり  
**1.2L(1.2リットル)**を目安に  
コップ  
約6杯

1時間ごとにコップ1杯  
入浴前後や起床後もまず水分補給を

- ・大量に汗をかいた時は**塩分**も忘れずに

## エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

( エアコンを止める必要はありません )

**注意** 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど**2か所**を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度を**こまめに再設定**

## 暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で**適度に運動**(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で**毎日30分程度**)

水分補給は忘れずに!

- ・毎朝など、**定時の体温測定**と**健康チェック**
- ・体調が悪い時は、無理せず**自宅で静養**

## 知っておきたい 熱中症に関する大切なこと

熱中症警戒アラート発表時は  
**熱中症予防行動の徹底を!**

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

15歳～44歳	1.8%	5歳～14歳	0.1%
45歳～64歳	11.8%	0歳～4歳	0.1%
65歳～79歳	37.0%	不詳	0.1%
80歳以上	49.1%		

出典：厚生労働省「人口動態統計(2020年)」

熱中症による死亡者の**約9割が高齢者**

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合

65歳以上	自宅	道路・駐車場
19～64歳	作業中	
7～18歳	学校	運動中
0～6歳	公衆出入場所	その他・不明

出典：国立環境研究所「熱中症患者者速報(2015年)」を基に作成

高齢者の熱中症は  
**半数以上が自宅で発生**

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障がいをお持ちの方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。  
周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



# 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

## 建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

## 1 作業に応じたマスク等の選び方

### ①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したものです。

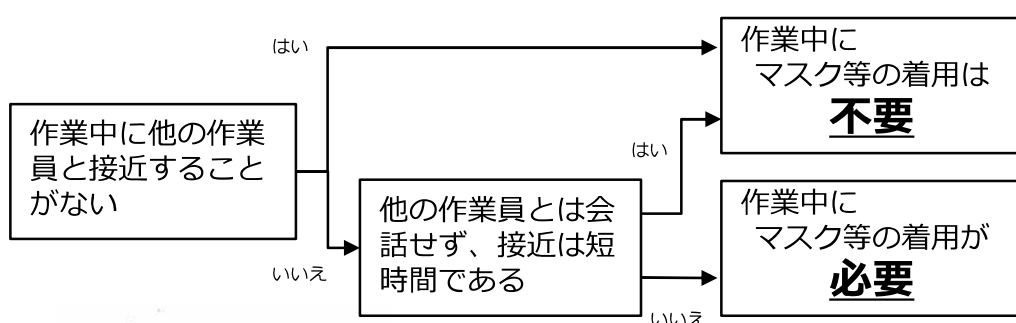
調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

### ②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



ここがポイント!

マスク等着用の「必要」、「不要」は「場面の切替わり」によっても変化することに注意  
(裏面の1④参照)

### ③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(\*)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(\*) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

### ④マスク等の選定に当たっての考え方

#### ○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

#### ○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

### ⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

## 2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさを「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



## 3 現場管理者の役割

### ①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

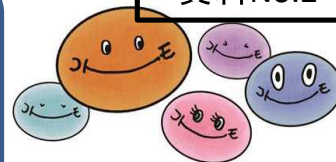
(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

### ②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

# 出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン



**がんばるあなたをハローワークが応援します！！**

福島県内の市役所及び関連施設に、ハローワークの臨時相談窓口を設置します！  
普段は忙しくてハローワークに来ることができないお父さん、お母さん  
児童扶養手当の現況届の提出の際に、お気軽にハローワークに  
ご相談ください。

正社員求  
人もご用  
意してい  
ます！

【 令和4年8月相談会日程 】 ※相談は無料です。お気軽にお立ち寄りください。

市町村	8月開催日(曜日)時間	場 所	担当ハローワーク
福島市	4日(木)、5日(金) 10:30~16:00	福島市保健福祉センター2階	ハローワーク福島 (TEL 024-534-4121 42#)
伊達市	12日(金)、15日(月) 10:30~16:00	伊達市役所 本庁舎1階 シルクホール	〃
いわき市	17日(水)、18日(木) 9:30~11:30	いわき市内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	ハローワークいわき (TEL 0246-23-1421 44#)
〃	24日(水) 14:00~16:00	いわき市小名浜地区 保健福祉センター	ハローワーク小名浜 (TEL 0246-54-6666)
〃	23日(火) 9:00~11:30	いわき市勿来支所 2階会議室	ハローワーク勿来 (TEL 0246-63-3171)
会津若松市	12日(金)、26日(金) 9:00~12:00	会津若松市役所栄町第二庁舎 (健康福祉部 こども家庭課)	ハローワーク会津若松 (TEL 0242-26-3333 44#)
喜多方市	9日(火) 10:00~11:00	喜多方市役所本庁舎 1階相談室	ハローワーク喜多方 (TEL 0241-22-4111)
郡山市	8日(月) 9:30~12:00	郡山市 ニコニコ子ども館 3階マザーズコーナー	ハローワーク郡山 (TEL 024-942-8609 44#)
田村市	9日(火) 13:00~15:00	田村市役所 1階 106会議室	〃
白河市	1日(月)、30日(火)、31日(水) 13:30~15:30	白河市役所 本庁舎1階 相談室2	ハローワーク白河 (TEL 0248-24-1256)
南相馬市	23日(火) 13:30~15:00	南相馬市役所 東庁舎 1階相談室	ハローワーク相双 (TEL0244-24-3531)
〃	25日(木) 13:30~15:00	南相馬市役所 鹿島区役所 1階相談室	〃
相馬市	25日(木) 14:00~16:00	相馬市役所 社会福祉課相談室3	ハローワーク相馬 (TEL0244-36-0211)
本宮市	16日(火)、17日(水) 14:00~16:00	本宮市民元いきいき 応援プラザ えぼか2階	ハローワーク二本松 (TEL 0243-23-0343)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催が中止となる場合がございます。  
詳細については、各ハローワークへお問い合わせください。

“魅力ある職場づくり推進セミナー2022” ～男性の育児休業取得を推進します～

# 改正育児・介護休業法 オンライン説明会 & 個別相談会

参加無料

令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。

産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の新設、個別の育休制度の周知・意向確認措置の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会および個別相談会を開催いたします。



## オンライン説明会(ZOOM)

育児・介護休業法の改正ポイントや企業に求められるポイントについて、ZOOMを使用したオンライン説明会を開催いたします。

[日時]	第1回	9月2日(金)	14:00~16:00
	第2回	9月9日(金)	14:00~16:00
	第3回	9月16日(金)	14:00~16:00

※内容は各回同じです。

[対象・定員] 企業の人事労務担当者、各回100名  
※先着順での予約受付となります。

### <説明内容>

#### 第1部(労働局)

- ・なぜ改正が必要なのか
- ・どのように改正されるのか
- ・どう対応すればよいか(就業規則・育介規程の見直し、環境整備・個別周知の取組例等)

#### 第2部(センター)

- ・利用できる助成金は? 等

## 個別相談会

福島県内各地にて、改正法の内容をはじめとする育児・介護休業制度に関する個別相談会を開催いたします。オンライン説明会に出席できない方は、是非こちらにご参加ください。

[日時・場所] ※時間は10時、11時、13時、14時、15時からの60分間となります。

9月6日(火)	会津アピオスペース	ミーティングルーム(会津若松市)
9月7日(水)	新舞子ハイツ	会議室(いわき市)
9月9日(金)	市民情報交流センター	中会議室(南相馬市)
9月12日(月)	郡山市労働福祉会館	第二会議室(郡山市)
9月13日(火)	コラッセふくしま	小会議室302A(福島市)
9月14日(水)	白河市人材育成センター	(産業プラザ) 第一教室(白河市)

[問い合わせ先]

福島労働局雇用環境・均等室 指導係



〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階  
TEL 024-536-4609

# 参加申し込み方法

オンライン説明会、個別相談会ともに**事前予約制**です。

**申込は、原則WEBによる受付とします。**WEB申込が難しい場合のみ、下記の参加申込書をご利用ください。

なお、定員に達した時点で受付を終了いたしますので、予めご了承ください。また、個別相談会の時間帯については調整させていただくことがありますので、予めご了承ください。

## WEB申込

福島働き方改革推進支援センターHPよりお申込みください。  
(下記URLまたは二次元コードから)



【福島働き方改革推進支援センターHP】

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/fukushima.html>

## 郵送・FAX申込

WEBでの申込みが難しい場合は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、福島働き方改革推進支援センターまで郵送またはFAXによりお申込ください。

【福島働き方改革推進支援センター】(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島県福島市御山字三本松19-3

TEL: 0120-541-516 FAX: 024-533-2380

### 改正育児・介護休業法 オンライン説明会・個別相談会 参加申込書

オンライン説明会 ※参加を希望する回に○を ご記入ください。	第1回	9月2日(金)
	第2回	9月9日(金)
	第3回	9月16日(金)
個別相談会 ※参加を希望する回に○を ご記入ください。 ※希望時間帯も忘れず ご記入ください	9月6日(火)	会津会場
	9月7日(水)	いわき会場
	9月9日(金)	南相馬会場
	9月12日(月)	郡山会場
	9月13日(火)	福島会場
	9月14日(水)	白河会場
		10時 ・ 11時 ・ 13時 ・ 14時 ・ 15時
事業場名	フリガナ	
所在地・電話番号	〒 TEL ( )	
ご担当者氏名		
メールアドレス		

2022（令和4）年7月8日施行

## 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

# 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

### 労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績  
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）\*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績  
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

### 各区分の情報公表項目

#### 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択  
+  
⑨の項目（必須）\*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異  
(必須)  
\*新設

#### 「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択  
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

### 「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。  
※計算の前提とした重要事項を付記  
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

## 自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- ・ 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- ・ その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- ・ 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

### 任意の追加的な情報公表の例

**自社における男女間賃金格差の背景事情**がある場合に、追加情報として公表する。

例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

**より詳細な雇用管理区分**（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- ・ 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を **1時間当たりの額に換算する**

**時系列**で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

福島労働局発表

Press Release

令和4年7月29日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課  
課長 井関 義浩  
課長補佐 菅野 茂  
地方職業指導官 武田 恵  
電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

令和4年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和4年6月末現在】

福島労働局（局長 河西 直人）は、令和4年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和4年6月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

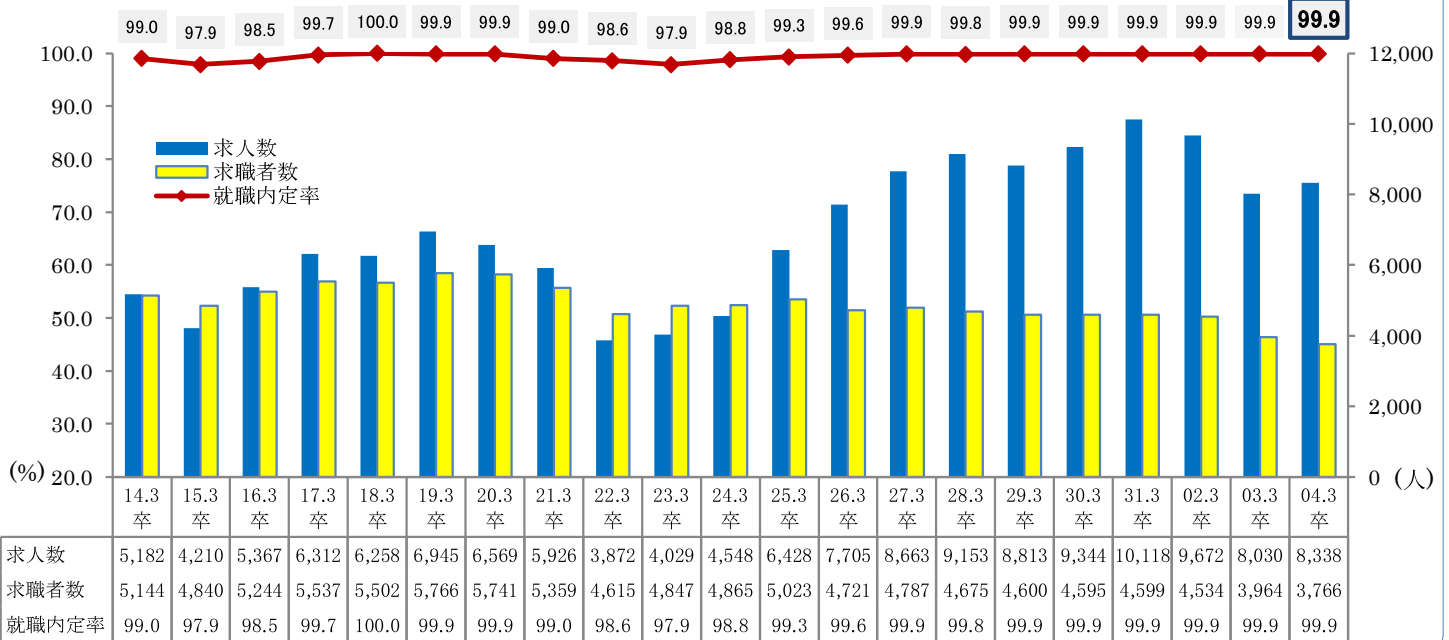
なお、令和4年3月新規高等学校卒業者については、最終の発表となります。

【概要】

- 1 就職内定率 99.9%（前年同期比 増減なし）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 3,764人（同 4.9%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 2人（同 50.0%の減）【別表1】
- 4 求人数 8,338人（同 3.8%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 76.2%（同 1.8ポイントの増）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

図1 内定率等の推移（各年6月末現在）

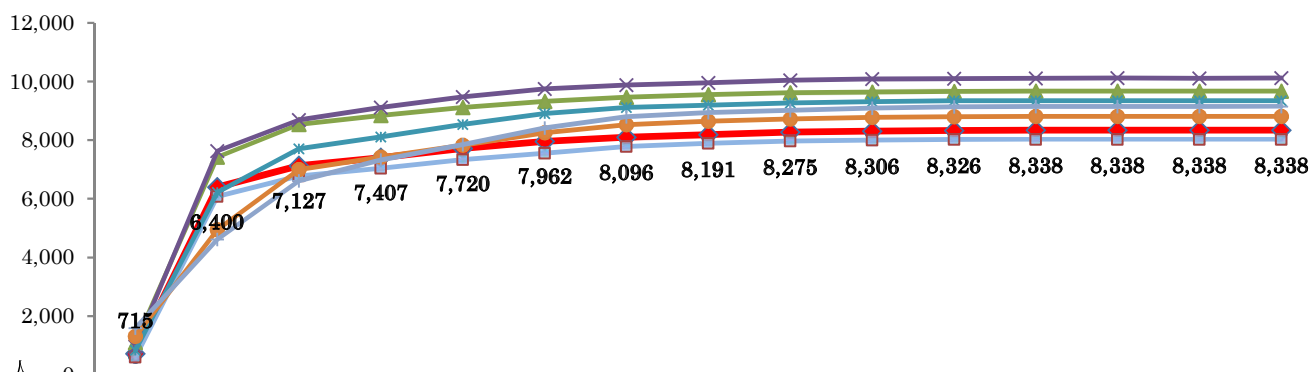


《参考資料》

- 別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(6月末現在)」
- 別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(6月末現在)」
- 別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
- 別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(6月末現在)」

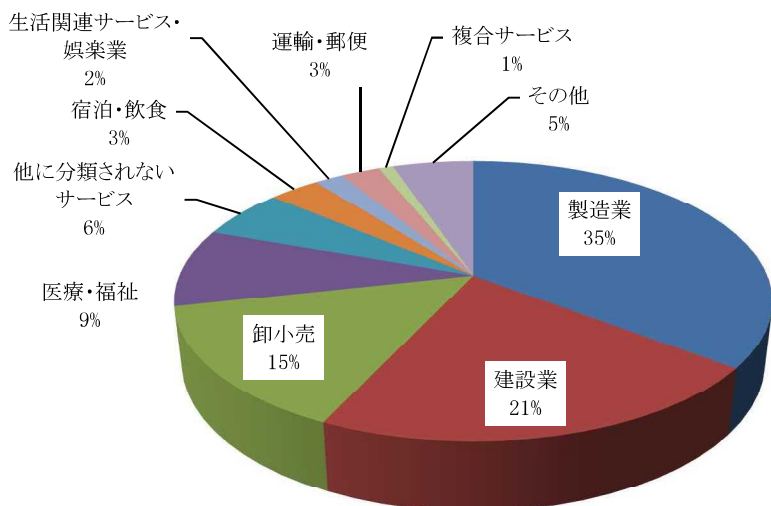


図2 求人受理状況の推移



求人受理開始日	6月末	7月15日	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
04.3卒	715	6,400	7,127	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338
03.3卒	594	6,084	6,776	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030
02.3卒	1,101	7,425	8,541	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672
31.3卒	958	7,632	8,691	9,116	9,479	9,752	9,882	9,959	10,045	10,083	10,100	10,114	10,116	10,118
30.3卒	835	6,221	7,709	8,110	8,539	8,910	9,118	9,193	9,273	9,310	9,342	9,344	9,344	9,344
29.3卒	1,304	4,944	6,993	7,420	7,827	8,256	8,526	8,644	8,724	8,781	8,803	8,813	8,813	8,813
28.3卒	1,588	4,622	6,619	7,323	7,849	8,423	8,799	8,937	9,013	9,093	9,133	9,148	9,148	9,153

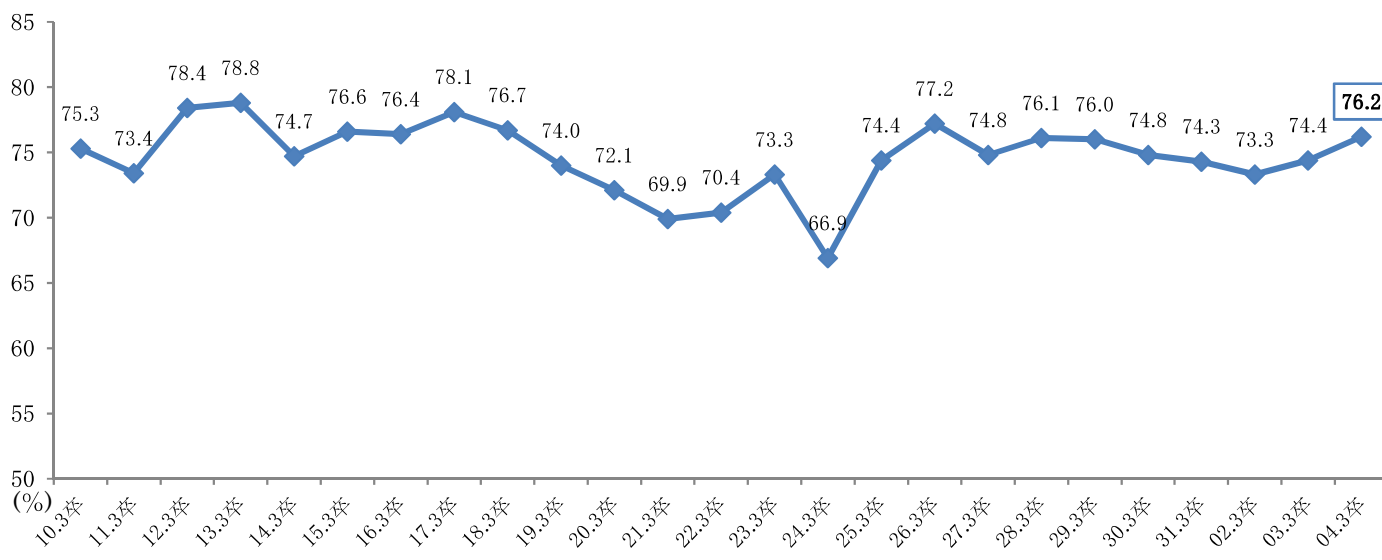
図3 6月末求人人数8,338人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人人数)

- \*製造業..... 2,957人(+329人)
- \*建設業..... 1,793人(+12人)
- \*卸小売..... 1,212人(△54人)
- \*医療・福祉..... 750人(△13人)
- \*他に分類されないサービス... 474人(+31人)
- \*宿泊・飲食..... 274人(+5人)
- \*運輸・郵便..... 210人(+26人)
- \*生活関連サービス・娯楽業... 155人(△32人)
- \*複合サービス..... 78人(△2人)
- \*その他..... 435人(+6人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移(各6月末現在)



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(6月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		25.3卒	26.3卒	27.3卒	28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和2.3卒	令和3.3卒	令和4.3卒	対3.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		20,258	19,124	18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	▲ 2.3
求職者数	計 (b)	5,023	4,721	4,787	4,675	4,600	4,595	4,599	4,534	3,964	3,766	▲ 5.0
	県内(c)	3,741	3,649	3,582	3,560	3,495	3,436	3,420	3,322	2,948	2,870	▲ 2.6
	県内比率(c/b)	74.5	77.3	74.8	76.1	76.0	74.8	74.4	73.3	74.4	76.2	1.8
	県外(d)	1,282	1,072	1,205	1,115	1,105	1,159	1,179	1,212	1,016	896	▲ 11.8
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		6,428	7,705	8,663	9,153	8,813	9,344	10,118	9,672	8,030	8,338	3.8
求人倍率 (e/b)		1.28	1.63	1.81	1.96	1.92	2.03	2.20	2.13	2.03	2.21	0.18
就職内定者数	計 (f)	4,987	4,704	4,784	4,667	4,598	4,591	4,595	4,528	3,960	3,764	▲ 4.9
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,708	3,632	3,579	3,552	3,493	3,432	3,416	3,317	2,945	2,868	▲ 2.6
	県内比率(g/f)	74.4	77.2	74.8	76.1	76.0	74.8	74.3	73.3	74.4	76.2	1.8
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	1,279	1,072	1,205	1,115	1,105	1,159	1,179	1,211	1,015	896	▲ 11.7
就職内定率%	計 (f/b)	99.3	99.6	99.9	99.8	100.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	0.0
	県内(g/c)	99.1	99.5	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	0.0
	県外(h/d)	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0	0.1
未就 内定者 数職	計	36	17	3	8	2	4	4	6	4	2	▲ 50.0
	県内	33	17	3	8	2	4	4	5	3	2	▲ 33.3
	県外	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	▲ 100.0

● 福島労働局管内の新規高卒者に係る6月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

## 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(6月末現在)

## 会津地域

卒業予定者数(人)	2,193
前年同期比(%)	▲ 2.4
求職者数(人)	574
前年同期比(%)	1.6
うち県内希望者	407
前年同期比(%)	6.3
うち県外希望者	167
前年同期比(%)	▲ 8.2
求人数(人)	1,105
前年同期比(%)	9.8
求人倍率(倍)	1.93
前年同期比(P)	0.15
就職内定者数(人)	573
前年同期比(%)	1.4
うち県内就職者	406
前年同期比(%)	6.0
うち県外就職者	167
前年同期比(%)	▲ 8.2
就職内定率(%)	99.8
前年同期比(P)	▲ 0.2
就職未内定者数(人)	1

## 中通り地域

卒業予定者数(人)	10,500
前年同期比(%)	▲ 1.5
求職者数(人)	2,247
前年同期比(%)	▲ 5.9
うち県内希望者	1,793
前年同期比(%)	▲ 3.8
うち県外希望者	454
前年同期比(%)	▲ 13.4
求人数(人)	5,214
前年同期比(%)	1.9
求人倍率(倍)	2.32
前年同期比(P)	0.18
就職内定者数(人)	2,247
前年同期比(%)	▲ 5.7
うち県内就職者	1,793
前年同期比(%)	▲ 3.6
うち県外就職者	454
前年同期比(%)	▲ 13.2
就職内定率(%)	100.0
前年同期比(P)	0.2
就職未内定者数(人)	0

## 浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,702
前年同期比(%)	▲ 4.5
求職者数(人)	945
前年同期比(%)	▲ 6.6
うち県内希望者	670
前年同期比(%)	▲ 4.6
うち県外希望者	275
前年同期比(%)	▲ 11.3
求人数(人)	2,019
前年同期比(%)	5.8
求人倍率(倍)	2.14
前年同期比(P)	0.25
就職内定者数(人)	944
前年同期比(%)	▲ 6.7
うち県内就職者	669
前年同期比(%)	▲ 4.7
うち県外就職者	275
前年同期比(%)	▲ 11.3
就職内定率(%)	99.9
前年同期比(P)	▲ 0.1
就職未内定者数(人)	1

## 県合計

卒業予定者数(人)	16,395
求職者数(人)	3,766
求人数(人)	8,338
求人倍率(倍)	2.21
就職内定者数(人)	3,764
就職内定率(%)	99.9
就職未内定者数(人)	2

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

## 新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	2.3卒者	4,687	4,692	4,597	4,618	4,622	4,599	4,599	4,564	4,539	4,538	4,537	4,534
	3.3卒者	4,202	4,160	4,099	4,077	4,056	4,028	4,014	3,995	3,972	3,968	3,966	3,964
	4.3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810	3,789	3,778	3,770	3,769	3,766
	男子	2,289	2,278	2,267	2,267	2,261	2,259	2,257	2,253	2,244	2,238	2,237	2,235
	女子	1,587	1,574	1,574	1,572	1,566	1,557	1,553	1,536	1,534	1,532	1,532	1,531
	対2.3卒者比(%)	▲17.3	▲17.9	▲16.4	▲16.9	▲17.2	▲17.0	▲17.2	▲17.0	▲16.8	▲16.9	▲16.9	▲16.9
	対3.3卒者比(%)	▲7.8	▲7.4	▲6.3	▲5.8	▲5.6	▲5.3	▲5.1	▲5.2	▲4.9	▲5.0	▲5.0	▲5.0
b 求人数	2.3卒者	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672	9,672
	3.3卒者	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
	4.3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
	対2.3卒者比(%)	▲16.3	▲15.3	▲14.6	▲14.5	▲14.3	▲14.0	▲13.9	▲13.8	▲13.8	▲13.8	▲13.8	▲13.8
	対3.3卒者比(%)	5.2	5.2	5.3	4.0	3.7	3.9	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
c 求人倍率(倍)	2.3卒者	1.89	1.94	2.03	2.05	2.07	2.09	2.10	2.12	2.13	2.13	2.13	2.13
	3.3卒者	1.68	1.76	1.84	1.91	1.95	1.98	1.99	2.01	2.02	2.02	2.02	2.03
	4.3卒者	1.91	2.00	2.07	2.11	2.14	2.17	2.18	2.20	2.21	2.21	2.21	2.21
	対2.3卒者比(ポイント)	0.02	0.06	0.04	0.06	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	対3.3卒者比(ポイント)	0.23	0.24	0.23	0.20	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18
d 就職内定者数	2.3卒者			3,037	3,928	4,236	4,365	4,439	4,504	4,527	4,528	4,528	4,528
	3.3卒者				2,743	3,463	3,758	3,844	3,917	3,957	3,959	3,960	3,960
	4.3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672	3,723	3,759	3,761	3,762	3,764
	男子			1,623	1,947	2,069	2,133	2,176	2,216	2,235	2,234	2,234	2,235
	女子			1,026	1,314	1,428	1,475	1,496	1,507	1,524	1,527	1,528	1,529
	対2.3卒者比(%)			▲12.8	▲17.0	▲17.4	▲17.3	▲17.3	▲17.3	▲17.0	▲16.9	▲16.9	▲16.9
	対3.3卒者比(%)			-	18.9	1.0	▲4.0	▲4.5	▲5.0	▲5.0	▲5.0	▲5.0	▲4.9
e 就職内定率(%)	2.3卒者			66.1	85.1	91.6	94.9	96.5	98.7	99.7	99.8	99.8	99.8
	3.3卒者				67.3	85.4	93.3	95.8	98.0	99.6	99.8	99.8	99.8
	4.3卒者			69.0	84.9	91.4	94.5	96.4	98.3	99.5	99.8	99.8	99.9
	男子			71.6	85.9	91.5	94.4	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	100.0
	女子			65.2	83.6	91.2	94.7	96.3	98.1	99.3	99.7	99.7	99.9
	対2.3卒者比(ポイント)			2.9	▲0.2	▲0.2	▲0.4	▲0.1	▲0.4	▲0.2	0.0	0.0	0.1
	対3.3卒者比(ポイント)			-	17.6	6.0	1.2	0.6	0.3	▲0.1	0.0	0.0	0.1
f 就職未内定者数	2.3卒者			1,560	690	386	234	160	60	12	10	9	6
	3.3卒者				1,334	593	270	170	78	15	9	6	4
	4.3卒者			1,192	578	330	208	138	66	19	9	7	2
	男子			644	320	192	126	81	37	9	4	3	0
	女子			548	258	138	82	57	29	10	5	4	2
	対2.3卒者比(%)			▲23.6	▲16.2	▲14.5	▲11.1	▲13.8	10.0	58.3	▲10.0	▲22.2	▲66.7
	対3.3卒者比(%)			-	▲56.7	▲44.4	▲23.0	▲18.8	▲15.4	26.7	0.0	16.7	▲50.0

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理事求人数

# 別表4

## 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況 (6月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		3年度	2年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別・職業別・規模別					
産 業 別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	103	102	1.0	1
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	17	12	41.7	5
	D 建設業 (06~08)	1,793	1,781	0.7	12
	E 製造業 (09~32)	2,957	2,628	12.5	329
	09 食料品製造業	228	231	▲ 1.3	▲ 3
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	9	5	80.0	4
	11 繊維工業	66	54	22.2	12
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	64	61	4.9	3
	13 家具・装備品製造業	29	37	▲ 21.6	▲ 8
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83	61	36.1	22
	15 印刷・同関連業	37	31	19.4	6
	16 化学工業	186	161	15.5	25
	17 石油製品・石炭製品製造業	6	7	▲ 14.3	▲ 1
	18 プラスチック製品製造業	147	131	12.2	16
	19 ゴム製品製造業	120	91	31.9	29
	21 窯業・土石製品製造業	134	126	6.3	8
	22 鉄鋼業	27	23	17.4	4
	23 非鉄金属製造業	35	42	▲ 16.7	▲ 7
	24 金属製品製造業	345	272	26.8	73
	25 はん用機械器具製造業	212	174	21.8	38
	26 生産用機械器具製造業	118	94	25.5	24
	27 業務用機械器具製造業	153	180	▲ 15.0	▲ 27
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	241	213	13.1	28
	29 電気機械器具製造業	214	202	5.9	12
	30 情報通信機械器具製造業	147	128	14.8	19
	31 輸送用機械器具製造業	277	238	16.4	39
	20, 32 その他の製造業	79	66	19.7	13
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	33	34	▲ 2.9	▲ 1
	G 情報通信業 (37~41)	28	39	▲ 28.2	▲ 11
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	210	184	14.1	26
	I 卸売業、小売業 (50~61)	1,212	1,266	▲ 4.3	▲ 54
	50~55 卸売業	255	238	7.1	17
	56~61 小売業	957	1,028	▲ 6.9	▲ 71
J 金融業、保険業 (62~67)	60	51	17.6	9	
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	80	100	▲ 20.0	▲ 20	
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	96	76	26.3	20	
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	274	269	1.9	5	
75 宿泊業	129	138	▲ 6.5	▲ 9	
76~77 飲食サービス業	145	131	10.7	14	
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	155	187	▲ 17.1	▲ 32	
O 教育、学習支援業 (81, 82)	16	13	23.1	3	
P 医療、福祉 (83~85)	750	763	▲ 1.7	▲ 13	
Q 複合サービス業 (86~87)	78	80	▲ 2.5	▲ 2	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	474	443	7.0	31	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合 計	8,338	8,030	3.8	308	
職 業 別	A, B 専門的、技術的、管理的職業 (01~24)	802	814	▲ 1.5	▲ 12
	C 事務的職業 (25~31)	532	587	▲ 9.4	▲ 55
	D 販売の職業 (32~34)	954	1,026	▲ 7.0	▲ 72
	E サービスの職業 (35~42)	1,096	1,138	▲ 3.7	▲ 42
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業 (49~78)	4,616	4,148	11.3	468
	(49~64) 製造・製作の職業	3,028	2,645	14.5	383
	(65~68) 輸送の職業	82	69	18.8	13
	(69, 72) 定置・建設機械運転の職業	476	438	8.7	38
	(70・71・73~78) 建設・採掘・労務の職業	1,030	996	3.4	34
F, G 上記以外の職業	338	317	6.6	21	
合 計	8,338	8,030	3.8	308	
規 模 別	29人以下	3,157	3,023	4.4	134
	30~99人	2,566	2,377	8.0	189
	100~299人	1,459	1,318	10.7	141
	300~499人	268	243	10.3	25
	500~999人	256	297	▲ 13.8	▲ 41
	1,000人以上	632	772	▲ 18.1	▲ 140
合 計	8,338	8,030	3.8	308	